

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第21回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年6月29日（火） 14:00～14:27

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、國井 秀子、関口 博正、
長田 三紀、宮本 勝浩

（以上6名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

（以上2名）

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、田原 康生（電気通信技術システム課長）、川村 一郎（電気通信技術システム課企画官）、岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

（1）答申事項

ア 端末設備等規則の一部改正について【諮問3023号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定）について【諮問3022号】

（2）諮問事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定）について【諮問3024号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員全員、8名全員が出席されております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。本日は答申事項2件、諮問事項1件ということでございます。

それでは、はじめに答申事項から審議をしたいと思います。

○根岸部会長　諮問第3023号、端末設備等規則の一部改正について審議をしたいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、3月29日開催のこの部会におきまして審議を行い、この部会への諮問を要する事項と、要しない事項の2つが含まれていたということで、総務省のほうで本件改正案全体について意見招請を実施いたしまして、4月28日までの間、意見募集を行いました。

それでは、本件につきまして総務省のほうから説明をお願いいたします。

○田原電気通信技術システム課長　それでは、端末設備等規則の一部改正についてご説明させていただきます。

資料21-1をご覧ください。2ページ目をお開きいただければと思います。本改正でございますけれども、従来のアナログ電話サービスと同等の電話番号、これを0AB～J番号と言いますけれども、同じような番号を使ったIP電話が急速に増えているという状況の中、昨年7月に情報通信審議会において、こうしたIP電話端末が具備すべき機能等に関する技術的条件を答申いただいています。それを受けまして、関係省令の整備を行うものでございます。

具体的な改正の概要でございますけれども、まず、IP電話端末に係る技術基準の整備ということで、こうした0AB～J番号を使うIP電話端末につきまして、端末設備等規則において現在はデータ通信端末として扱われておりますが、ネットワーク保護あるいは電話として最低限必要な機能を満たすべきということで、電話として必要な機能等を、制度上担保しておく必要があるため、所要の規定の改正を行うものでございます。

あわせて、通信端末の多様化の流れの中で、一部の電話端末において緊急通報がつながらなかったという不具合が発生した事例がございましたので、端末設備等規則に

において通話の用に供する端末については、緊急通報機能を有することを要件化するというものでございます。

以上が諮問事項でございます。具体的な改正の概要を若干補足させていただきます。お手数ですが6ページ目を開いていただければと思います。具体的にこの端末設備等規則の改正でございますけれども、IP電話端末の規定については、こちら表の左手、第3節とございますけれども、インターネットプロトコル電話端末という1節を設けまして、既存のアナログ電話等、移動電話等の規定等を踏まえながら最低限の規定を設けるものでございます。例えばIPを使うということで、停電時から復帰する際の一斉登録によりふくそうを起こさないような機能や、IP電話であってもふくそうが起きた際にきちんと利用者にお知らせするような機能を規定しているというものでございます。

並びに、先ほど申し上げました緊急通報を担保するための規定というのを、このIP電話端末のほか既存のアナログ電話端末、移動電話端末、ISDNの電話端末について追加するものでございます。こちらの諮問事項に加えまして、お手数ですが2ページにお戻りいただきまして、IIの(3)というところでございますけれども、このIP電話端末につき、新しく技術基準を設けましたので、それに対応する技術基準適合認定の制度を整備しております。こちらについてはIP電話端末に対する新たな区分「E」を新設するというものでございます。

これらにつきまして、先ほど部会長からご説明いただきましたとおり、3月29日の当会合においてご審議いただきました後、4月28日まで1カ月間パブリックコメントを総務省のほうで実施させていただきましたが、意見の提出は特段ございませんでした。もし、本日ご答申いただきました場合は、来月を目途に公布いたしまして、来年の4月1日施行を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいですか。ございませんか。

それでは、ございませんようでしたら、ただいまの諮問第3023号につきまして、お手元の答申(案)について、最初の報告書と同じ内容でありますけれども、このとおり答申したいと思っております。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、この案件は承認いただいたということで、次に進めたいと思っております。

○根岸部会長　　次は諮問第3022号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆるNGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定について審議をしたいと思います。

本件は、総務大臣の諮問を受けまして、3月29日のこの部会におきまして審議を行い、4月28日までの間、1回目の意見募集を行いました。その後5月12日に提出された意見を公表するとともに、5月26日までの間、再意見募集と2回の意見募集をいただいた意見を踏まえまして、接続委員会のほうで調査・検討をいただきました。本日は接続委員会の主査の東海委員より、その委員会での検討結果についてご報告をお願いいたします。

○東海臨時委員　　それでは、資料の21-2をごらんいただきたいと思います。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、具体的にはNGNのイーサネット接続に係る平成22年度の接続料の設定につきまして、接続委員会における調査検討の結果についてご報告をさせていただきます。

本件はNTT東西のNGNにけるイーサネットフレーム伝送機能、いわゆるイーサネット接続機能であります。これについて平成22年度接続料を設定するものでございます。本件につきましては、今年の3月の当部会におきまして、総務大臣からの諮問を受けましたが、その後ただいま部会長からお話ございましたとおり、2回の意見募集が行われた後、接続委員会で調査検討を行ったところでございます。

検討の結果、お手元の資料21-2の1枚表紙をおめくりいただいた後の1ページに報告書がございますが、諮問のとおり認可することが適切とすることといたしました。報告書の詳細につきましては、総務省からご説明いただけるということですので、よろしくお願いたします。

○根岸部会長　　ではお願いたします。

○古市料金サービス課長　　それでは、お手元の資料21-2に基づきましてご説明をさせていただきます。まず2ページ、横長の別添資料をおあげいただけますでしょうか。

本件NGNのイーサネット設備に係る平成22年度の接続料の設定について、寄せられた意見及びそれらの意見に関し、接続委員会で取りまとめられた考え方をまとめた資料でございます。

まず意見1、将来原価方式で接続料を算定する場合は、例えば5年間とするなど、長

期の算定期間を採用すべきとの意見でございます。これに対する考え方は、NGNイーサについては、サービス開始後日が浅いため、現時点では需要が少なく今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであること、及び接続事業者の利用状況による需要の変動も大きいことを踏まえると、複数年の算定期間を採用した場合、コストや需要の乖離が大きくなると予想されることから、今回の申請において算定期間を1年間とした将来原価方式により算定していることは適当であるとされているところでございます。

次に意見2、帯域換算係数については今後のイーサスイッチの市販価格の経年変化を踏まえ、適時適切に見直すべきとの意見でございます。これに対する考え方は、費用配賦に係る帯域換算係数の設定方法については、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性がある。ただし、今後のイーサスイッチ等の市販価格の経年変化によっては、当該係数の見直しが必要となることも想定されることから、NTT東西においては引き続き検討を深めることが適当であるとされているところでございます。

次に意見3、PVCタイプはネットワークの使用帯域が大きいため、CUGタイプに比べてコスト高となる。また、バルク型料金の適用状況によっては、CUGタイプの利用者料金よりも高くなるケースがあり、利用回線数が少ない事業者にとってはユーザー料金よりも割高な接続料となるため、事実上の参入障壁となるとの意見でございます。

これに対する考え方は、本変更案ではPVCタイプの接続料算定に当たり、PVC換算係数を用いており、CUGタイプに比べてコスト負担が大きくなっているが、これは契約帯域に対する実質的なネットワークの使用帯域に応じた算定を行った結果であることから、適当である。バルク型の料金体系については、同一MA内、同一県内のみを使用帯域を事業者ごとに合算するなど、スケールメリットが働く場合にのみ適用するものであり、研究会報告書の考え方に基づいたものであることから、適当であると認められるとされているところでございます。

次に意見4、スタックテストについてPVCタイプとCUGタイプの同等性が判断できないため、CUGタイプの接続料相当額を公表すべきとの意見でございます。これに対する考え方は、NTT東西は現在PVCタイプのサービスを提供していないことから、CUGタイプのユーザ料金を用いてスタックテストを実施しているところであるが、PVCタイプの接続料と同じ手順により算定したCUGタイプの接続料相当額を用いて検証しており、適当であると認められる。またPVCタイプとCUGタイプの接続料水準

差は、PVC換算係数の適用により生じているところであるが、当該係数はネットワークの利用実績を勘案して設定されていることを踏まえると、同等性が確保されていると認められる。なお、PVC換算係数を加味して計算したCUGタイプの接続料相当額としての帯域別単金については以下のとおりであるとされているところをごさいます、このCUGタイプの具体的な接続料相当額について、次の5ページのところにごさいます表に具体的に示されているところをごさいます。

次に意見5、PVCタイプに係るシステム改修は、NGNが他事業者との接続を前提とせずに設計したことに起因することから、当該改修費についてはNTT東西も含む事業者間で負担すべき。また費用の総額についても事前に公表すべきとの意見でごさいます。これに対する考え方は、PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用については、当該開発により実現される機能が、基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当である。この点NTT東西が予定している負担方法では、CUGタイプと共通的に利用する機能部分については、それぞれが応分に負担する形で接続料原価に算入しており、PVCタイプのみが利用する機能分については、PVCタイプを利用する事業者が負担することとしている。また、回収の方法についても過不足なく費用を回収するに当たり、予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。

なお、今後NTT東西がPVCタイプを利用する場合には、同社も含めてPVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用を負担することが適当である。また、システム改修費用の総額については、具体的な接続要望に基づき必要な額を算出することとなるが、網使用量として設定する際には、接続約款の変更が必要となることから、その際に改めて検証することが適当であるとされているところをごさいます。次に、8ページをごらんいただけますでしょうか。

意見6、レガシー系サービスからNGNの需要移行期にあることを踏まえ、新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべきとの意見でごさいます。これに対する考え方は、NGNに係る接続料の算定方法については、接続料は接続機能ごとに収入と原価が一致するように定めなければならないという原則にのっとりたものであり、また研究会報告書の考え方に基づいており妥当である。

他方、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は今後の接続料水準を注視しつ

つ、ユニバーサルサービス制度のあり方との関係にも配慮しながら、必要に応じて接続料算定のあり方について検討を行うことが適当であるとされているところでございます。

次に意見7、NGNイーサのNTTコミュニケーションズに対する卸役務の料金は、相対で設定されているため、同社が接続料水準よりも安いユーザ料金を設定できるとすれば、反競争的行為の懸念があるという意見でございます。これに対する考え方は、NTT東西が特定の電気通信事業者に対して、他の電気通信事業者と比べて有利な条件で卸電気通信役務を提供する場合には、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に照らして、電気通信事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがあることにかんがみ、総務省においてはNTTコミュニケーションズに対する卸電気通信役務の提供状況等について、必要に応じ検証することが適当であるとされているところでございます。

次に意見8、NGNイーサには、CUGタイプとPVCタイプの同等性やNTTのグループ会社間連携といった市場支配力の問題が存在する。今後のICT政策を検討する上では、この点も十分にレビューすべきとの意見でございます。これに対する考え方は、NGNのイーサネット接続については、平成20年2月に「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る活用業務認可に当たって、所要の条件が付され、また平成20年3月27日に情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」が示されたところである。これらを踏まえた本申請については、上記の考え方に示したとおり、直ちに公正競争要件の見直しにつながるような状況は見受けられないが、総務省においては引き続き市場実態等を注視し、これらの措置のみでは公正競争を確保するために十分でない等と認められる場合には追加的な措置を検討することが適当であるとされているところでございます。

最後に、再意見募集期間中に個人の方から寄せられた意見でございます。再意見9、特定の事業者が電気通信設備を占有することにより、独自規格や独自ルールの制定が可能になるなどの問題が生じているとの意見でございます。これに対する考え方は、ご指摘の点は、今回の接続約款変更案に直接関係するものではないため、参考意見として承る。なお総務省においては、今後も市場環境の変化に応じ、公正な競争の促進に向けた適時適切な対応をとる必要があることは言うまでもないとされているところでございます。

以上を踏まえまして、もう一度1ページにお戻りいただけますでしょうか。接続委員

会からの電気通信事業部会の報告書でございますが、報告書の内容につきましては、ここでございますとおり、本件NTT東西の接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、今ごらんいただきました別添のとおりであるとされているところでございます。以上でございます。

- 根岸部会長　　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。どうぞ。
- 辻臨時委員　　少しお聞きしたいのですが、考え方1です。NGNイーサはサービスが開始後の日が浅くというのですが、これは2年ぐらいですか。
- 古市料金サービス課長　　そうですね。
- 辻臨時委員　　今般このようなNGN、あるいは光ファイバーの利用を増やしていく必要があるが、これが伸びない理由というのはどのようなものでしょうか。NGNイーサが伸びていないと書いていますが、これは単に開始された日が浅いというだけでなく何か障害があるのか、あるいはなぜ使われていないのか、把握しておられたら教えていただきたい。
- 古市料金サービス課長　　NGNにつきましては、イーサネットを含めて現在全国展開中ということですので、ネットワークのエリア、面的にも今拡大しているところだということだと思います。当然のことながらイーサネットサービスにつきましても、需要見合いで全国展開を図っているということでございますので、今後需要が出てくるにしたがってさらにネットワークを拡充して、それに伴いさらに需要が伸びていくということかと考えております。
- 根岸部会長　　よろしいですか。
- 辻臨時委員　　結構です。
- 根岸部会長　　どうぞほかにありましたら。このような将来原価これは1年ですね。
- 古市料金サービス課長　　はい。
- 根岸部会長　　ですからまた1年たてばというか、新たにまた検討していくというか、そういうことになりますよね。
- 古市料金サービス課長　　おっしゃるとおりです。将来原価の算定期間が終われば、次の期間どうするかというのはまた再度申請を待って検討するということになります。ちなみに、イーサ以外のNGN接続料であります例えばIGS接続機能であるとか、中継

局接続機能、あるいは収容局接続機能につきましても、やはり今需要の立ち上がり期、ネットワークの展開期ということもありまして、同様に1年間の将来原価ということで算定をされて、今年の3月に審議会でのご答申をいただいているということでございます。

- 根岸部会長 わかりました。ほかにどうでしょうか。よろしいですか。それでは、ほかに意見がございませんようでしたら、この諮問第3022号につきまして、報告書のとおりですけれども、この答申案としては16ページのところに答申書(案)とありますが、これをとりまして答申ということにいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、答申事項の2件はこれで審議は終わったということで、次に諮問事項の審議に移りたいと思えます。

- 根岸部会長 諮問第3024号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可ですが、既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定につきまして、総務省のほうから説明をお願いいたします。

- 古市料金サービス課長 それでは、お手元の資料21-3に基づきましてご説明をさせていただきます。2ページ、申請概要をごらんいただけますでしょうか。

本件は平成21年10月16日付情報通信審議会答申、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」、いわゆる「接続ルール答申」において示された固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備に関する事項、及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、NTT東西の加入ダークファイバと接続して、FTTHサービスを提供する場合における既設屋内配線に係る工事費の設定等、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に3ページをごらんいただけますでしょうか。主な変更内容についてでございます。まずFTTHサービスの既設屋内配線の転用に係る工事費の設定についてでございます。NTT東西の設置するFTTHサービスの戸建て向け屋内配線については、接続ルール答申におきまして、第一種指定電気通信設備に該当すると整理することが適当とされるところに、既設屋内配線の転用ルールを整備することが必要とされたところでございます。この接続ルール答申等を踏まえ、NTT東西のフレッツ光サービスの利用等のため、既にNTT東西が設置した戸建て向け屋内配線を接続事業者が転用する場合の工事費について、今回新たに規定するものでございます。なお、現在NTT東西においては、既

設設備の利活用や宅内工事削減のため、光コンセントの設置を進めており、既設屋内配線に光コンセントが設置されていない場合には、これを設置した上で接続事業者が利用することとしているところでございます。

この光コンセントは、屋外から引き込んだ光ファイバーを宅内の回線終端装置いわゆるONUに接続する際に、取り外し可能とするため、宅内の壁面に設置する器具であり、配線変更等の負担を軽減するものでございます。具体的な光屋内配線工事費につきましては、3ページの真ん中の表に取りまとめているとおりでございます。宅内工事を行う場合、NTT東日本においては光コンセント既設の場合には1万3,570円、光コンセント新設の場合には1万2,273円、NTT西日本におきましては、光コンセント既設の場合、9,611円、光コンセント新設の場合、1万475円となっているところでございます。なお、NTT東日本におきましては、光コンセント既設の場合、宅内工事を行わない場合の料金設定もされているところでございまして、これについては7,660円とされているところでございます。

次に、具体的な工事費の算定方法でございますが、この工事費の算定に当たっては、光屋内配線1回線当たりの取得固定資産価額に、当該光屋内配線の平均残価率を乗じ、既設設備に係る転用先事業者負担額を算定しているものでございます。また、接続事業者の転用に当たり、NTT東西が開通試験や光コンセントの設置を行う場合には、当該試験等に係る工事实費を加算して工事費を算定しているものでございます。なお、NTT東西が、フレッツ光サービス解約に伴うONUの撤去作業などを同時に行う場合については、派遣費用についてNTT東西と接続事業者で均等に案分し、派遣費用に係る接続事業者負担額は2分の1として算定しているものでございます。

この具体的な算定方法をまとめたものが4ページの上の表でございます。この表にございますとおり、それぞれの工事の実態に合わせまして、それぞれ既設設備負担額に工事实費を加えた形で、工事費が算定されているところでございます。

その他の事項といたしまして、NTT東西から光屋内配線を転用した事業者が、当該光屋内配線の利用を終了した後に、NTT東西が他の接続事業者または自社のために、当該光屋内配線を再度転用した場合には、NTT東西が当該光屋内配線の利用を終了した事業者に対し、光コンセント設置済みの既設設備に係る工事料の転用先事業者負担額、すなわち具体的にはNTT東日本で7,660円、NTT西日本で5,794円支払うものとする、など所要の規定の整備を行っているものでございます。

なお、今回の光屋内配線工事費については、本年の4月1日にさかのぼって適用することといたしておりますが、具体的には平成22年4月1日以降、接続約款変更実施日までに本申請で規定する工事を行った場合については、工事費を遡及して適用するとされているところでございます。

以上が接続約款変更案の概要でございますが、次に5ページ及び6ページ、審査結果の資料をごらんいただけますでしょうか。本件につきましては、審査事項8、17、及び18に照らしまして、審査結果適としているところでございまして、本件については認可することが適切と考えているところでございます。以上でございます。

- 根岸部会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 酒井部会長代理 よろしいですか。
- 根岸部会長 はいどうぞ。
- 酒井部会長代理 済みません、ちょっと忘れたんですけども、この2ページ目の図は上と下がありますけれども上のほうがこれは全部光が行っているのと、これは光コンセントで終端してメタリックでつなぐ場合と2通りあるという意味でしたっけ。
- 古市料金サービス課長 はい。
- 酒井部会長代理 料金がNTT東のほうが、コンセント既設のほうが高くなっていて、西日本は逆なんですけれども、これは何か理由があるんですけどっけ。
- 古市料金サービス課長 はい、これは4ページの工事費の算定の表をごらんいただけますでしょうか。実はNTT東日本の場合、フレッツ光サービス解約時のONU撤去は利用者が行う運用としておりまして、NTT東日本がONU撤去作業を行わない、そういう運用をいたしております。したがって、光コンセントの新設を行わない場合には、接続事業者のためだけに職員を派遣するということになりますので、他の場合については、例えば光コンセントの新設の作業でありますとか、ONUの撤去作業が行われることから、この派遣費の部分がNTT東西と接続事業者で案分する形になっておりますけれども、東日本の場合には接続事業者がすべて派遣費を払うということになっておりますので、その関係で少し光コンセント既設の場合が高くなっているという特殊な要因があるということです。
- 酒井部会長代理 わかりました。
- 根岸部会長 どうぞほかに。よろしいですか。それでは本件につきましては、当審議

会の議事規則の規定に従いまして、諮問された案を報道発表し、インターネットなどに掲載いたしまして公告し、広く意見の募集を行うということといたします。

本件につきましては、2回この意見招請を実施するというので、1回目の期間は平成22年7月29日までといたします。提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行ってから、また接続委員会において調査検討をいただくということで、最終的に接続委員会の調査検討をいただきまして、この部会で答申を求めると、こういう予定にいたしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それではどうも、そのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、本日の審議はこれで終了ということでございますが、委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは本日の会議はこれで終了したいと思います。

次回の部会につきましては、別途、事務局より連絡があるということでございます。では、どうもありがとうございました。

閉　　会